

市営住宅入居申込みについて

- ◆ 入居するには、収入基準等の入居資格がありますので、この案内書をよく読んでお申し込み下さい。

また、申込受付時にいくつか聞取り事項がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

1 入居募集住宅及び申込み受付

① 募集する住宅

長根下住宅1号棟 … 1戸（3DK） 荒楯第2住宅3号棟… 1戸（2DK）
長根下住宅2号棟 … 4戸（3DK） 下新田団地 … 1戸（2LDK）
荒楯第2住宅1号棟… 2戸（3DK） 福原よつば住宅 … 1戸（3DK）

② 申込受付期間 令和6年5月13日（月）～ 5月24日（金）まで

③ 申込方法 印鑑持参のうえ、申込者本人が建設課にお申込みください。

2 入居資格

次の①～⑤の条件すべてに該当する方。

- ① 現在、同居または同居しようとする親族があること。
(婚姻の予約者のみである場合は、入居決定後に結婚同居するものであること。)
- ② 現在、住宅に困窮していること。
- ③ 申込者及び現に同居し、同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ④ 収入基準が次に適合していること。※算定方法は別紙のとおり
A 収入月額が、158,000円以下であること。
B 裁量階層世帯の場合は214,000円以下であること。
※裁量階層世帯とは、満60歳以上の方のみの世帯、小学校就学前の子がいる世帯、身体障害者（障害の程度1～4級）等がいる世帯等をいいます。
- ⑤ 市町村民税等を滞納していないこと。

3 期限付き入居制度

期限付き入居を希望する方は、申込時に申出てください。※申込書に記入欄あり。

- ① 対象者…小学校6学年以下の子のいる世帯で希望する方（妊娠中も可）
- ② 入居期限…同居する子が満18歳に到達する日の属する年度の末日まで（最長18年）
- ③ 優遇措置…入居選考で抽選になった場合、抽選回数を1回増やします。
- ④ 入居許可期間満了通知…期間満了6か月前までに通知しますので、指定された期限までに住宅を明渡してください。※入居期間更新はできません。

4 連帯保証人

入居するには、連帯保証人が1名必要です。要件等がありますので、詳しくは申込書をご覧ください。

5 駐車場等

- ① 長根下住宅 … 敷地内広場をご利用ください。
- ② 荒楯第2住宅 … 屋外駐車場
- ③ 下新田団地 … 屋内駐車場

6 敷金、家賃、その他の経費

- ① 敷金 … 入居決定時の家賃3か月分（入居前の賃貸契約まで納付）
- ② 家賃 … 収入月額金額により決定します。毎年度、計算し通知します。
- ③ 駐車場料金 … 荒楯第2住宅 月額600円、下新田団地 月額2,600円
- ④ その他経費 … 光熱水費、汚水等の処理費、共用設備等の動力費、テレビ受信料、雪囲い・除雪費用、自治会共同管理費など

7 禁止及び注意事項

- ① 申込内容に不正があった場合は、入居を取消します。
- ② 団地内では、犬・猫・兎・鶏・鳩・爬虫類等の飼育を禁止します。
- ③ 入居する上での規則等を必ず守ってください。万一、犯罪、違反や迷惑行為等があった場合は、住宅の明渡請求の対象になります。
- ④ 自治会活動や団地内の共同管理作業等には積極的に参加してください。
- ⑤ 家賃を3か月以上滞納した場合は、住宅の明渡請求の対象になります。

8 申込みに必要な書類

※転入者の場合は、各証明書を前住所地の市役所等から交付を受けてください。

申込者

- ① 市営住宅入居申込書（様式は建設課にあります）
 - ② 前年分所得を証明する書類（市民税務課から）
（ア）入居しようとする方全員の最近の所得証明書（扶養人数のわかるもの）（児童及び就学中の方除く）
（イ）中途就職者又は退職等で上記書類の提出が難しい場合は、給与支払証明書、退職証明書
 - ③ 住民票謄本 ※本籍記載ありのもの（市民税務課から）
 - ④ 資産証明書（市民税務課から）
 - ⑤ 同意書 ※ただし、市外在住もしくは転入者の方は前年分の納税証明書
 - ⑥ 誓約書
- 【以下該当者のみ】
- ⑦ 学生等の別居扶養親族のある方は、それを証明できる書類
 - ⑧ 申込者及び扶養親族（同居、別居を問わず）に障害者がいる場合は「身体障害者手帳」または「療育手帳」の写し
 - ⑨ 婚約中の方は婚約証明書（様式は建設課にあり）
 - ⑩ 寡婦の方は戸籍謄本
 - ⑪ 家賃債務保証業者と契約を希望される方は、身分証明書写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

※以下の書類は、家賃債務保証業者と契約される場合は不要です。

連帯保証人

- ① 前年分の所得が分かる書類（所得証明書、源泉徴収票、所得申告書の写し等）
- ② 資産証明書 ※現住所地の市役所等から交付を受けてください。
- ③ 同意書 ※ただし、市外在住、もしくは転入者の方は前年分の納税証明書
- ④ 市外在住の場合は、住民票謄本 ※本籍記載ありのもの

9 入居の決定及び入居時期

入居者は、世帯の住宅困窮度合い等を審査し、市営住宅入居者選考委員会に諮って決定します。申込者数が募集戸数を超え、住宅困窮度の優劣がつけがたい場合は、公開抽選にて決定します。入居できるのは、令和6年7月上旬頃になります。

《収入月額額の計算方法》

過去1年間における
所得金額
または合計所得
金額

(同居親族数+同居していない扶養親族) × 38万円
(老人扶養親族) × 10万円・(特定扶養親族) × 25万円
(普通障害者+寡婦) × 27万円・(特別障害者数) × 40万円
・ 給与年金 × 10万円・ひとり親 × 35万円

12 か 月 = 158,000 円以下

※ 裁量階層の方は 214,000 円以下

【計算方法の説明】

- ◆ **所得金額**…給与所得者は「給与所得控除後の金額」、事業所得者は「税務署の決定額」
※世帯に収入のある方が複数いる場合、全員の所得を合算した額です。
- ◆ 年金の取扱…所得に含める年金：国民年金、厚生年金、農業者年金、船員保険年金及び共済年金
所得に含めない年金：遺族が受給している恩給及び年金
- ◆ **扶養親族**…同居している親族、並びに所得税法に定められた**扶養親族**
- ◆ 老人扶養親族…満70歳以上の**扶養親族** ※所得48万円以下、給与所得者は103万円以下
- ◆ 特定扶養親族…満16歳以上23歳未満の**扶養親族** ※同上
- ◆ 普通障害者…所得税法に定められた障害者控除対象者
- ◆ 特別障害者…所得税法で定められた特別障害者控除対象者
 - ア 身体障害者手帳の障害程度1、2級
 - イ 精神障害者手帳の障害程度1級
 - ウ 重度知的障害者
 ※ア～ウの他にも該当するものがあります。詳しくは係にお問合せください。
- ◆ 寡婦…夫と死別または離婚後再婚をしていない方で、扶養親族または生計を一緒にしている子がいる者、かつ、夫と死別した後婚姻をしていない人で合計所得金額が500万円以下の者。
※この場合の子は、総所得金額が38万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方です。(年齢制限なし)
- ◆ ひとり親…事実上婚姻関係と同様の事情があると定められる一定の者がいない者で、生計を一にする子がいる者、かつ、合計所得金額が500万円以下の者。
※この場合の子は、総所得金額が48万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方です。(年齢制限なし)
- ◆ 給与年金…給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者。

※寡婦控除・ひとり親控除・給与年金控除は、控除対象者の所得以上に控除することは出来ません。

(例)ひとり親で所得40万円の場合 ひとり親控除で35万円控除したら給与年金控除は5万円

《入居までの手順》

※日付は目安です。

